中野区 令和９年度 施設連携強化専門員（会計年度任用職員）募集要項

中野区では、令和９年度施設連携強化専門員（会計年度任用職員）を、次のとおり募集します。

１　勤務地

中野区児童相談所（東京都中野区中央一丁目４１番２号　中野区・子ども若者支援センター内）

２　勤務内容

⑴　児童福祉法第７条に規定する乳児院、児童養護施設等の児童福祉施設との連携に関すること。

⑵　児童福祉法第２７条第１項第３号の措置及びこれに付随すること。

⑶　児童福祉法第６条の３第１項及び第３３条の６に規定する児童自立生活援助事業に関すること。

⑷　その他、中野区児童相談所長が定める事項（配属された係の業務、ケース対応の支援等）

３　募集人員

２名

４　募集要件

次に掲げる要件を満たす方

⑴　児童福祉に関する法制度及び児童福祉施設に関する識見並びに職務を遂行するに当たり必要となる熱意及び行動力を有する者

⑵　次のいずれかに該当する者であること。

ア　児童福祉法第１３条第３項に規定する児童福祉司の任用資格を有する者

イ　社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保健師、看護師等の資格を有する者又はこれに準ずる者

ウ　社会福祉法第１９条第１項に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者

エ　アからウまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると区長が認めた者

⑶　前号エを除き、児童相談所、市町村の子ども、家庭相談窓口、児童福祉施設で児童福祉業務に従事した経験を有すること。

５　任用期間

令和９年４月１日より令和１０年３月３１日まで

６　勤務時間

１日当たり７時間４５分（原則午前８時３０分から午後５時１５分まで）

７　勤務日

１月当たり１６日

（原則、祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日のうち、所属長が定める日）

８　給与

月額　２４７，７１９円程度（地域手当含む）（予定）

・社会保険料、雇用保険料本人負担額および源泉徴収所得税が差し引かれます。

・規定の期末手当を支給します。

・別途、特殊勤務手当、通勤手当相当額を支給します。（上限額あり）

９　休暇等

・有給休暇（年次有給休暇、夏季休暇（勤務日数に応じた日数）、公民権行使等休暇、慶弔休暇、子の看護のための休暇、育児時間等）

・無給休暇（生理休暇、妊婦通勤時間、子育て部分休暇等）

・社会保険（健康・介護・厚生年金保険）及び雇用保険に加入します。

10　応募方法

・郵送または持参の場合

選考申込書を記入し、令和８年１１月１２日（木）必着で下記書類提出先へ郵送または持参にて提出してください。

※郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員選考書類在中」と朱書きしてください。

※持参の場合は、中野区子ども・若者支援センター（東京都中野区中央一丁目４１番２号）６階受付まで、土日祝日を除く、毎日午前８時３０分から午後５時までにご持参ください。

なお、応募書類につきましては返却いたしません。（当方で責任を持って破棄いたします。）

・電子申請の場合

令和８年１１月１２日（木）午後５時までに下記フォームより必要事項を入力し、申請してください。（電子申請画面が開きます。）

https://logoform.jp/form/Trw5/1814942

11　選考

⑴　選考方法　書類審査及び面接

⑵　面接日時　令和８年１２月中
書類審査の上、令和８年１１月下旬頃に合否及び面接日時を郵送によりご連絡いたします。
⑶　面接会場　中野区子ども・若者支援センター会議室
（東京都中野区中央一丁目４１番２号）
⑷　結果通知　令和９年１月上旬以降に郵送によりお知らせいたします。

12　その他
⑴　次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、または競争試験若しくは選考を受けることができません。（地方公務員法第１６条）
一　拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
二　当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
三　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
（注）平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。
⑵　こども性暴力防止法に基づく対応について
令和８年１２月２５日から施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、申込時に特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上お申し込みください。確認の結果、特定性犯罪の前科が判明した場合、採用後の配置について制限がかかる可能性があります。なお、採用に至るまでの過程で、特定性犯罪の前科について虚偽の申告をした場合は、内定の取消事由に該当します。

13　書類提出先・問い合わせ先
〒１６４－００１１
東京都中野区中央一丁目４１番２号
中野区児童相談所管理係　担当：倉澤・井上
ＴＥＬ：０３－５９３７－３２８９